

調査表4-1

市区町村別集計項目(推進体制等)

香川県	
市区町村数	17

都道府県コード	市区町村名	問1		問2-1	問2-2	男女共同参画に関する条例				男女共同参画に関する計画 (2025年4月1日現在で有効なもの)							
		担当課(室)名	所属	事務所掌	府内の連絡会議	の有無	諮詢機関	問3-1 有			問3-1 無	問4-1 有			問4-1 無		
								問3-2 条例名称	問3-2 公布日(西暦)	問3-2 施行日(西暦)	問3-3 現在の状況	問4-2 計画名称	問4-2 計画期間	問4-2 女性活躍推進法との関係	問4-3 計画策定の方法	問4-4 現在の状況	
								8	13	5		17					
37	201	高松市	人権・男女共同参画推進課	1	1	1	1				4	第5次たかまつ男女共同参画プラン	2022年4月	~	2027年3月	1	1
37	202	丸亀市	男女共同参画室	1	1	1	1	丸亀市男女共同参画推進条例	2007年9月25日	2008年4月1日		第4次男女共同参画プランまるがめ	2022年4月1日	~	2027年3月31日	1	1
37	203	坂出市	人権課	1	2	2	1				3	第2次坂出市男女共同参画計画	2021年4月	~	2031年3月	1	1
37	204	善通寺市	人権課	1	2	1	1				4	善通寺市第2次男女共同参画プラン	2021年4月	~	2028年3月	1	1
37	205	観音寺市	市民部人権課	1	2	1	1				4	第2次観音寺市男女共同参画計画後期計画	2024年4月1日	~	2029年3月31日	1	1
37	206	さぬき市	人権推進課	1	2	1	1	さぬき市男女共同参画推進条例	2009年6月24日	2009年6月24日		第3次さぬき市男女共同参画プラン	2024年4月	~	2029年3月	1	1
37	207	東かがわ市	人権推進課	1	2	2	1				4	第3次東かがわ市男女共同参画基本計画	2022年4月1日	~	2027年3月31日	1	1
37	208	三豊市	市民環境部人権課	1	2	1	1	三豊市男女共同参画推進条例	2016年3月29日	2016年4月1日		第4次三豊市男女共同参画プラン	2023年4月	~	2028年3月	1	1
37	322	土庄町	住民環境課 人権推進室	1	2	1	2				4	とのじょう男女共同参画プラン	2024年4月	~	2035年3月	2	1
37	324	小豆島町	住民生活課 男女共同参画推進室	1	2	2	1				4	小豆島町いきいきプラン ～第2次男女共同参画基本計画～	2016年6月26日	~	2026年3月31日	1	1
37	341	三木町	人権推進課	1	2	2	2				4	三木町男女共同参画プラン	2022年4月1日	~	2027年3月31日	1	1
37	364	直島町	教育委員会	2	2	2	1	直島町男女共同参画推進条例	2003年3月17日	2003年4月1日		直島町男女共同参画基本計画	2017年4月1日	~	2027年4月1日	1	1
37	386	宇多津町	生涯学習課	2	2	2	2				4	第3次宇多津町男女共同参画基本計画	2023年4月	~	2028年3月	1	1
37	387	綾川町	住民生活課	1	2	2	1				4	第2次綾川町男女共同参画プラン －中間見直し－	2024年4月1日	~	2029年3月31日	1	2
37	403	琴平町	企画防災課 人権同和室	1	2	2	1	琴平町男女共同参画推進条例	2012年3月26日	2012年3月26日		第2次琴平町男女共同参画基本計画	2021年4月	~	2026年4月	1	1
37	404	多度津町	住民環境課	1	2	1	1				4	第3次たどつ男女共同参画プラン	2021年4月1日	~	2026年3月31日	1	1
37	406	まんのう町	企画政策課	1	2	2	2				4	第3次まんのう町男女共同参画プラン	2022年4月	~	2026年3月	1	2

<選択肢回答>

所属

府内連絡会議

1 首長部局

1 有

2 教育委員会

2 無

事務所掌

諮詢機関

1 男女共同参画・女性等を名称に冠した専管課

1 有

2 1ではない

2 無

男女共同参画に関する条例

現在の状況

1 2025年度中(2026年3月末)までの制定を目指す1 一体

2 2026年度以降の制定を目指す検討中

3 その他

4 検討していない

男女共同参画に関する計画

女性活躍推進法の推進計画との関係

1 策定予定有

2 策定予定無

2 一体でない

1 単独計画として策定

2 総合計画の一部として策定

現在の状況

計画の策定方法(総合計画の一部として策定している場合、「問4-2 計画名称」は括弧書きで表記)

調査表4-2

市区町村別集計項目(総合的な施設)No. 1

香川県

都道府県コード	市区町村名	市町名	男女共同参画・女性のための総合的な施設(2025年4月1日現在で開設済の施設)						問6-3 施設形態	問6-5 管理・運営主体								
			問6-1		問6-4 所在地等					問6-5 管理・運営主体								
			名称	愛称・通称	郵便番号	住所	電話番号	FAX番号		ホームページ	施設管理	事業運営						
		1									0	1	0	1	0	0	1	0
37	201	高松市	高松市男女共同参画センター		760-0068	香川県高松市松島町一丁目15番1号 たかまつミライエ6階	087-833-2282	087-833-2286	https://www.sankaku087.net/		○	○			○			
37	202	丸亀市																
37	203	坂出市																
37	204	善通寺市																
37	205	観音寺市																
37	206	さぬき市																
37	207	東かがわ市																
37	208	三豊市																
37	322	土庄町																
37	324	小豆島町																
37	341	三木町																
37	364	直島町																
37	386	宇多津町																
37	387	綾川町																
37	403	琴平町																
37	404	多度津町																
37	406	まんのう町																

調査表4-2

市区町村別集計項目(総合的な施設)No. 2

香川県

調査表4-3

市区町村別集計項目(男女共同参画に関する宣言、首長、自治会長等の状況)

香川県

都道府県コード	市区町村名	市区町村	男女共同参画に関する宣言			問5 首長、自治会長等の状況(2025年7月1日現在)														
			問7-1			市区長数	うち女性市区長数	女性比率(%)	副市区長数	うち女性副市区長数	女性比率(%)	町村長数	うち女性町村長数	女性比率(%)	副町村長数	うち女性副町村長数	女性比率(%)	自治会長数	うち女性自治会長数	女性比率(%)
			宣言年月日	宣言名称	宣言の形態															
/	/	/	2			8	0	0.0	9	0	0.0	9	0	0.0	9	0	0.0	6,037	778	12.9
37	201	高松市	1997年12月18日	男女共同参画都市宣言	2	1	0	0.0	2	0	0.0							2435	406	16.7
37	202	丸亀市	2005年12月1日	丸亀市男女共同参画都市宣言	2	1	0	0.0	1	0	0.0							835	119	14.3
37	203	坂出市				1	0	0.0	1	0	0.0							324	29	9.0
37	204	善通寺市				1	0	0.0	1	0	0.0							311	49	15.8
37	205	観音寺市				1	0	0.0	1	0	0.0							256	9	3.5
37	206	さぬき市				1	0	0.0	1	0	0.0							360	32	8.9
37	207	東かがわ市				1	0	0.0	1	0	0.0							175	15	8.6
37	208	三豊市				1	0	0.0	1	0	0.0							530	34	6.4
37	322	土庄町										1	0	0.0	1	0	0.0	54	0	0.0
37	324	小豆島町										1	0	0.0	1	0	0.0	33	1	3.0
37	341	三木町										1	0	0.0	1	0	0.0	0	0	0.0
37	364	直島町										1	0	0.0	1	0	0.0	7	0	0.0
37	386	宇多津町										1	0	0.0	1	0	0.0	48	5	10.4
37	387	綾川町										1	0	0.0	1	0	0.0	368	59	16.0
37	403	琴平町										1	0	0.0	1	0	0.0			
37	404	多度津町										1	0	0.0	1	0	0.0	119	13	10.9
37	406	まんのう町										1	0	0.0	1	0	0.0	182	7	3.8

<選択肢回答>

男女共同参画に関する宣言

宣言の形態

- 1 首長声明
- 2 議会の議決
- 3 庁内連絡会議の決定
- 4 その他

調査表4-4

市区町村別集計項目(審議会委員への女性の登用)No1

香川県

調査時点コード	1	2025年4月1日	2	その他
---------	---	-----------	---	-----

都道府県コード	市町村名	目標設定の対象である審議会等の目標及び現状値						問8-2 目標設定の対象である審議会等の範囲						問9 地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況						問10 地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況						問9-1		調査時点コード										
		問8-1			問8-2					(再掲)市町村防災会議(委員のみ)		(再掲)市町村防災会議(会長を含む)																										
		目標値(%)	目標達成期限	目標値	審議会等数	うち女性を含む委員数	総委員数	うち女性等数委員	女性比率(%)	審議会等数	うち女性を含む委員数	総委員数	うち女性等数委員	女性比率(%)	委員会等数	うち女性を含む委員数	総委員数	うち女性等数委員	女性比率(%)	総委員数	うち女性委員数	女性比率(%)	問8 目標設定の対象である審議会等の目標及び現状値	その他	問9 地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況	その他	問10 地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況	その他	問10 地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況	その他								
					542	460	6,026	1,925	31.9	473	424	5,859	1,789	30.5	92	59	619	101	16.3	426	78	18.3	443	78	17.6													
	小計									469	420	5,720	1,731	30.3	91	58	615	100	16.3																			
37	201	高松市	44.0	2027年3月		100	98	1,336	533	39.9	・法律により設置されている審議会 ・条例、要綱等により設置されている懇談会、会議等						64	62	835	328	39.3	6	5	47	12	25.5	50	9	18.0	51	9	17.6	1		1		1	
37	202	丸亀市	45.0	2027年3月		55	54	629	274	43.6	法律又は政令により設置されている委員会、審議会等及び条例、規則等により設置されている懇談会、会議等						49	48	594	262	44.1	6	6	35	12	34.3	28	12	42.9	29	12	41.4	1		1		1	
37	203	坂出市	30.0	2026年3月		32	29	360	93	25.8	地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等						32	29	360	93	25.8	6	5	43	6	14.0	29	3	10.3	30	3	10.0	1		1		1	
37	204	善通寺市	40.0	2028年3月		30	29	248	71	28.6	条例・規則等により設置されている審議会等						30	29	248	71	28.6	6	4	35	6	17.1	23	2	8.7	24	2	8.3	1		1		1	
37	205	観音寺市	30.0	2029年3月		49	38	537	123	22.9	地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等						51	39	617	149	24.1	6	4	37	4	10.8	24	2	8.3	25	2	8.0	1		1		1	
37	206	さぬき市	35.0	2029年3月		57	37	417	151	36.2	地方自治法第180条の5及び第202条の3に基づくもの						26	24	295	98	33.2	5	3	61	11	18.0	34	8	23.5	35	8	22.9	2	2025年6月30日	2	2025年6月30日	1	
37	207	東かがわ市	35.0	2027年3月		35	33	343	125	36.4	地方自治法第202条の3に基づく審議会						31	29	334	116	34.7	5	3	31	5	16.1	19	0	0.0	20	0	0.0	1		1		1	
37	208	三豊市	30.0	2028年3月		38	34	667	199	29.8	法令・条例に基づく審議会・各種委員会						38	34	667	199	29.8	6	4	40	5	12.5	15	6	40.0	16	6	37.5	1		1		1	
37	322	土庄町				39	16	224	38	17.0						21	13	235	44	18.7	6	1	43	4	9.3	29	7	24.1	30	7	23.3	1		1		1		
37	324	小豆島町	23.0	2026年3月		18	15	222	54	24.3						13	11	176	44	25.0	5	3	28	3	10.7	29	7	24.1	30	7	23.3	1		1		1		
37	341	三木町				0	0	0	0							16	14	208	60	28.8	5	2	47	2	4.3	23	7	30.4	24	7	29.2	1		1		1		
37	364	直島町				0	0	0	0							9	9	88	22	25.0	4	3	13	5	38.5	16	3	18.8	17	3	17.6	1		1		1		
37	386	宇多津町	30.0	2028年3月		23	22	240	70	29.2						21	20	206	52	25.2	5	4	21	7	33.3	22	5	22.7	23	5	21.7	1		1		1		
37	387	綾川町	40.0	2028年3月		18	15	293	60	20.5	地方自治法第180条の5及び202条の3						18	15	293	60	20.5	5	2	51	5	9.8	25	3	12.0	26	3	11.5	1		1		1	
37	403	琴平町				19	16	142	38	26.8						19	16	158	38	24.1	5	2	24	2	8.3	15	0	0.0	16	0	0.0	1		1		1		
37	404	多度津町	30.0	2026年3月		29	24	368	96	26.1	法律、政令、条例、規則、要綱等により設置されている審議会、委員会その他の会議(「本町の方針を決定する際の審議会等」を対象とし、外部委員がいない会議は除くものとする)						19	17	231	56	24.2	5	3	27	5	18.5	20	2	10.0	21	2	9.5	1		1		1	
37	406	まんのう町				0	0	0	0							12	11	175	39	22.3	5	4	32	6	18.8	25	2	8.0	26	2	7.7	1		1		1		

調査表4-4

市区町村別集計項目(審議会委員への女性の登用)No2(広域圏で設置している審議会等)

香川県

都道府県コード	市町名	目標設定の対象である審議会等の目標及び現状値						目標設定の対象である審議会等の範囲			問9 地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況						問10 地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況						(再掲)市町村防災会議(委員のみ)			
		目標値(%)	目標年度	審議会等数	うち女を性含む委員数	総委員数	うち女等性数委員	女性比率(%)	審議会等数	うち女を性含む委員数	総委員数	うち女等性数委員	女性比率(%)	委員会等数	うち女を性含む委員数	総委員数	うち女等性数委員	女性比率(%)	総委員数	うち女等性数委員	女性比率(%)	総委員数	うち女等性数委員	女性比率(%)		
									4	4	139	58	41.7	1	1	4	1	25.0								
高松市									0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0								
丸亀市									0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0								
坂出市									0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0								
善通寺市									0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0								
観音寺市									0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0								
さぬき市									1	1	45	20	44.4	0	0	0	0	0.0								
東かがわ市									0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0								
三豊市									0	0	0	0	0.0	1	1	4	1	25.0								
土庄町									0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0								
小豆島町									0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0								
三木町									0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0								
直島町									0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0								
宇多津町									2	2	34	18	52.9	0	0	0	0	0.0								
綾川町									0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0								
琴平町									0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0								
多度津町									1	1	60	20	33.3	0	0	0	0	0.0								
まんのう町									0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0								

調査表4-4

市区町村別集計項目(女性公務員の登用)

香川県

調査時点コード 1 2025年4月1日 2 その他

都道府県コード	市区町村名	問11-1 管理職の在職状況																		問11-2 職務上の地位別職員在職状況												問11-2			問11-5 本庁の防災・危機管理部局への配置状況						問11-5						
		うち一般行政職						うち一般行政職						うち一般行政職						うち一般行政職						うち管理職数																					
		管理職総数	うち管理職数	女性比率	うち管理職総数	うち女性職員数	女性比率(%)	部局長相当職	うち女性数	女性比率(%)	部局長相当職	うち女性数	女性比率(%)	次長相当職	うち女性数	女性比率(%)	うち女性数	女性比率(%)	課長補佐相当職	うち女性数	女性比率(%)	うち女性数	女性比率(%)	係長相当職	うち女性数	女性比率(%)	うち女性数	女性比率(%)	うち女性数	女性比率(%)	うち女性数	女性比率(%)	防災・危機管理部局職員数	うち女性数	女性比率(%)	うち女性数	女性比率(%)	うち女性数	女性比率(%)	調査時点コード	その他	調査時点コード	その他				
37 201	高松市	224	36	16.1	133	18	13.5	23	6	26.1	16	5	31.3	52	8	15.4	29	2	6.9	149	22	14.8	88	11	12.5	314	110	35.0	156	25	16.0	1,028	375	36.5	473	145	30.7	1	10	1	10.0	3	0	0.0	1		
37 202	丸亀市	62	12	19.4	48	12	25.0	12	2	16.7	10	2	20.0	0	0	0	0	0	0	50	10	20.0	38	10	26.3	95	46	50.5	47	19	40.4	118	55	46.6	59	26	44.1	1	3	1	33.3	1	0	0.0	1		
37 203	坂出市	86	15	17.4	44	10	22.7	33	2	6.1	8	0	0.0	1	0	0	0	0	0	0	52	13	25.0	36	10	27.8	110	42	38.2	56	14	25.0	129	56	43.4	64	18	28.1	1	6	1	16.7	1	0	0.0	1	
37 204	善通寺市	44	11	25.0	32	4	12.5	7	0	0.0	6	0	0.0	0	0	0	0	0	0	37	11	29.7	26	4	15.4	50	19	38.0	35	13	37.1	57	20	35.1	39	15	38.5	2	2025年3月31日	3	1	33.3	1	0	0.0	2	2025年3月31日
37 205	観音寺市	46	14	30.4	43	5	11.6	10	9	90.0	0	9	0.0	0	0	0	0	0	0	36	5	13.9	34	5	14.7	121	63	52.1	77	24	31.2	136	74	54.4	76	27	35.5	1	5	1	20.0	2	1	50.0	1		
37 206	さぬき市	75	23	30.7	43	6	14.0	12	2	16.7	7	1	14.3	4	1	25.0	0	0	0	59	20	33.9	36	5	13.9	280	158	56.4	105	44	41.9	174	124	71.3	61	25	41.0	1	7	1	14.3	1	0	0.0	1		
37 207	東かがわ市	30	10	33.3	26	7	26.9	4	1	25.0	4	1	25.0	0	0	0	0	0	0	26	9	34.6	22	6	27.3	95	37	38.9	81	30	37.0	60	22	36.7	50	15	30.0	1	5	1	20.0	0	1	0.0	1		
37 208	三豊市	54	11	20.4	52	9	17.3	11	1	9.1	11	1	9.1	0	0	0	0	0	0	43	10	23.3	41	8	19.5	221	120	54.3	135	41	30.4	184	111	60.3	107	37	34.6	1	6	1	16.7	1	0	0.0	1		
37 322	土庄町	12	3	25.0	12	3	25.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0	0	0	0	12	3	25.0	12	3	25.0	24	5	20.8	24	5	20.8	33	11	33.3	33	11	33.3	1	1	0	0.0	1	0	0.0	1		
37 324	小豆島町	26	4	15.4	22	4	18.2	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0	0	0	0	26	4	15.4	22	4	18.2	31	10	32.3	23	4	17.4	89	42	47.2	50	16	32.0	1	2	0	0.0	0	0.0	0	1		
37 341	三木町	18	2	11.1	18	2	11.1	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0	0	0	0	18	2	11.1	18	2	11.1	56	25	44.6	50	19	38.0	62	30	48.4	38	10	26.3	1	5	0	0.0	1	0	0.0	1		
37 364	直島町	14	3	21.4	12	1	8.3	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0	0	0	0	14	3	21.4	12	1	8.3	15	7	46.7	15	7	46.7	24	13	54.2	11	2	18.2	1	3	0	0.0	1	0	0.0	1		
37 366	宇多津町	12	3	25.0	12	3	25.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0	0	0	0	12	3	25.0	12	3	25.0	15	10	66.7	12	7	58.3	17	4	23.5	15	3	20.0	1	4	1	25.0	2	0	0.0	1		
37 387	綾川町	23	5	21.7	13	3	23.1	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0	0	0	0	23	5	21.7	13	3	23.1	34	21	61.8	30	17	56.7	49	20	40.8	45	17	37.8	1	17	5	29.4	3	1	33.3	1		
37 403	琴平町	16	2	12.5	16	2	12.5	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0	0	0	0	16	2	12.5	16	2	12.5	12	1	8.3	12	1	8.3	13	5	38.5	13	5	38.5	1	4	1	25.0	1	1	100.0	1		
37 404	多度津町	16	3	18.8	14	3	21.4	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0	0	0	0	16	3	18.8	14	3	21.4	33	14	42.4	19	6	31.6	51	11	21.6	31	5	16.1	1	3	0	0.0	0	0.0	0	1		
37 406	まんのう町	18	1	5.6	16	1	6.3	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0	0	0	0	18	1	5.6	16	1	6.3	32	8	25.0	27	6	22.2																

調査時点	議会関係は2025年7月1日(その他2025年4月1日)
------	------------------------------

市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 両 立 支 援 体 制 に 関 す る 調 査																			
都道府県	市区町村	問11-3及び4 職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	問12-1 議員の出産を欠席理由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問12-2 1を選択した場合、取得することができる休業期間は、次のうちどれか。	問12-3 1を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問12-4 1を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-5 1を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問12-6 1を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の理由について~4のいずれか一つに○をつけてください。 1.個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上認めている。 2.個別の各事由を明記した規定がないが、解釈又は運用上認めている。 3.個別の各事由を明記した規定がないが、解釈又は運用上認めていない。 4.個別の各事由を明記した規定がないが、過去に事例がない。(2及び3の場合を除く。)	配偶者の出産	育児	家族の看護	家族の介護	疾病	その他				
ドドド	ドドド	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がない、運用上も認めている。 4. 明記した規定がない、過去に使用した事例も判断したこともない。	議会名 1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運 用上認めている。 3. 明記した規 定がない、運 用上も認めてい ない。 4. 明記した規 定がない、過 去に使 用した事 例も判 断したこと もない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。	1.あり 2.なし 3.その他	その他具体例												
		13	1の合計	17	0	16	0			14	14	14	14	14	10				
		1	2の合計	0	11	1	16			3	3	3	3	3	2				
		2	3の合計	0	5		1			0	0	0	0	0	0				
		1	4の合計	0	1					0	0	0	0	0	0				
37	201	高松市	1	高松市職員旧姓使用取扱要綱 第1条 この要綱は、職員(高松市職員服務規程(昭和32年高松市規程第26号))の適用を受ける者をいう。(以下同じ。)の個性が尊重され、能力を発揮しやすい職場環境の整備を図るために、職員が婚姻その他の事由により戸籍上の氏を改めた後において、当該改める前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を使用することに關し必要な事項を定めるものとする。 2 職員は、旧姓の使用又は中止に關し届け出をしようとするときは、特に定めるものほか市長あてとし、所属長を経て人事課長に提出しなければならない。	高松市議会	1	2	1	高松市議会会議規則 第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	3	高松市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の第3条の2第4項に議員が任期中の連続する2回の定例会並びに当該2回の定期会の間に開かれる市議会の会議及び委員会のすべてに欠席したときは、その者には、当該2回目の定例会の閉会日の属する月の翌月以降の議員報酬は、支給しない。」であるが、同条例第6項に「公務上の災害、長期の療養をする疾病その他これらに類するものとして議長が認める理由による欠席は、第4項の規定の適用については、これを出席とみなす。」としている。	1	1	1	1	1	1		
37	202	丸亀市	1	丸亀市職員の旧姓使用に関する規程 第2条第1項 職員は、任命権者に届出をして、専ら職員の間で使用している文書、職員の呼称又は軽易な文書(以下、「文書等」という。)で職務遂行上若しくは事務処理上において、旧姓を使用することができます。	丸亀市議会	1	2	1	丸亀市議会会議規則 第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2				1	1	1	1	1	1
37	203	坂出市	1	坂出市職員の旧姓使用に関する要綱 第5条 前条第1項の規定による通知を受けた職員は、専ら職員の間で使用している文書、職員の呼称または軽易な文書で職務遂行上もしくは事務処理上支障がないと認められるものにおいて、旧姓を使用することができます。	坂出市議会	1	3	1	坂出市議会会議規則 第2条 第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2				1	1	1	1	1	1
37	204	普通寺市	1	普通寺市職員の旧姓使用に関する規程 第2条 職員は、法令、条例、規則等(以下「法令等」という。)の規定に反するおそれのない、専ら組織内部若しくは職員間で使用する文書等又は対外的に使用する単に氏名を記載した文書等で、職務の遂行又は事務の処理において新しい支障を生じないものに限り、旧姓を使用することができます。	普通寺市議会	1	3	1	普通寺市議会会議規則 第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2				1	1	1	1	1	1
37	205	観音寺市	1	観音寺市職員の旧姓使用に関する規定 観音寺市職員の旧姓使用に関する規定 第1条から第8条(全条)	観音寺市議会	1	4	2						2	2	2	2	2	2
37	206	さぬき市	1	さぬき市職員旧姓使用取扱要綱 (旧姓を使用できる文書等) 第2条 旧姓を使用することができる文書等の基準は、法令等に抵触するおそれがない、職務遂行上又は事務処理上支障がないと認められるものとし、その文書等の種類の例は、別表第1に掲げるものとする。	さぬき市議会	1	3	1	さぬき市議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2				1	1	1	1	1	1
37	207	東かがわ市	3		東かがわ市議会	1	2	1	東かがわ市議会会議規則 第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2				1	1	1	1	1	1
37	208	三豊市	1	三豊市職員旧姓使用取扱要綱 (旧姓の範囲) 第3条 旧姓を使用することができる文書等の基準及びその例は、別表第1に掲げるとおりとし、旧姓を使用することができない文書等の基準及びその例は、別表第2に掲げるとおりとする。	三豊市議会	1	3	1	三豊市議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2				1	1	1	1	1	1

			市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査														
都道府県	市区町村	議会名	問12-1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問12-2 1を選択した場合、取得することができる休業期間は、次の場合どれか。	問12-3 1を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問12-4 1を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-5 1を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問12-6 1を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の理由について~4つしか一つに○をつけてください。 1.個別の各事由を明記した規定がある。 2.個別の各事由を明記した規定はないが、解説又は運用上認めている。 3.個別の各事由を明記した規定がない、解説又は運用上認めていない。 4.個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。(2及び3の場合を除く。)								
県 コ ド	村 コ ド	議会名	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がない、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	左記で、1.を選択した場合 該当部分の条文(本文)を記入してください。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がない、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例も判断したこともない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。	1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例	配偶者の出産 育児 家族の看護 家族の介護 病気 その他							
37 322	土庄町	4	土庄町議会	1	3	1	土庄町議会会議規則(平成3年土庄町議会規則第1号) 欠席の届出) 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2. 前項の規定にかかるわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			2	2	2	2	2		
37 324	小豆島町	1	小豆島町職員旧姓使用取扱要綱 第1条 この訓令は、職員が互いに個性を尊重し、能力を発揮しやすい職場環境の整備を図るために、婚姻、養子縁組その他の事由によって戸籍上の氏を改めた後も、以前使用していた氏(以下「旧姓」という。)を職場において使用することについて必要な事項を定めるものである。	小豆島町議会	1	2	1	小豆島町議会会議規則 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2. 前項の規定にかかるわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	
37 341	三木町	3	三木町議会	1	2	1	三木町議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2. 前項の規定にかかるわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1	
37 364	直島町	1	直島町職員の旧姓使用に関する要綱 (趣旨) 第1条 この要綱は、婚姻、養子縁組その他の事由によって戸籍上の氏を改めた職員が、改姓前の氏(以下「旧姓」という。)を職場において使用することに関し必要な事項を定めるものとする。	直島町議会	1	2	1	直島町議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2. 前項の規定にかかるわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	
37 386	宇多津町	1	宇多津町職員旧姓使用取扱要綱 第1条 この要綱は、宇多津町職員が、婚姻、養子縁組その他の事由によって戸籍上の氏を改めた場合に、その後も引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏を職務上使用することに関して必要な事項を定めるものとする。	宇多津町議会	1	2	1	宇多津町議会会議規則 第2条第2項 前項の規定にかかるわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			2	2	2	2	2	
37 387	綾川町	1	綾川町職員旧姓使用取扱要項 (趣旨) 第1条 この要項は、婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)により、戸籍上の氏を改めた後も、以前使用していた氏(以下「旧姓」という。)を職場において文書等において使用することに關し、必要な事項を定めるものとする。 第2条 この要項は、一般職に属する職員(以下「職員」という。)に適用する。 2. 前項の職員のうち、綾川町の一般職の臨時職員等の勤務条件に関する規定(平成25年綾川町訓令第1号)第2条に定める職員については、適用しない。	綾川町議会	1	2	1	綾川町議会会議規則 第2条第2項 2. 前項の規定にかかるわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	
37 403	琴平町	1	琴平町職員旧姓使用取扱要綱 (趣旨) 第1条 この要綱は、職員が婚姻、養子縁組その他の事由によって戸籍上の氏を改めた後も、以前使用していた氏(以下「旧姓」という。)を職場において使用することについて定めるものである。	琴平町議会	1	2	1	琴平町議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2. 前項の規定にかかるわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	
37 404	多度津町	2	多度津町議会	1	2	1	多度津町議会会議規則 第2条 第2項の規定にかかるわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1		
37 406	まんのう町	1	まんのう町職員旧姓使用取扱要綱 第2条 職員は、町長の承認を得て、職務遂行又は事務処理上誤解や混亂を招くおそれのないものについて、旧姓を使用することができる。	まんのう町議会	1	2	1	まんのう町議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2. 前項の規定にかかるわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	2

調査表4-5 市区町村別集計項目(市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査)

香川県